

公営住宅の明渡期限到来後も明け渡さない 場合における金銭徴収の私人への委託に係る ご提案について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和元年10月

重点番号36：公営住宅の明け渡し請求後に
生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人
へ委託可能とする見直し（国土交通省）

- 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
 - ・1次ヒアリングで示された「事実行為として私人委託が可能」という見解について、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認
- ➡ 事実行為・補助行為として委託可能な業務と法律行為・公権力の行使として委託不可能な業務を改めて細かく整理し、当該整理を以て運用しても、なお大きな業務上の支障が生じるかについて、地方分権改革推進室を通じて提案団体に確認を行った。

1. 委託可能な事実行為・補助行為と委託できない法律行為・公権力の行使の整理

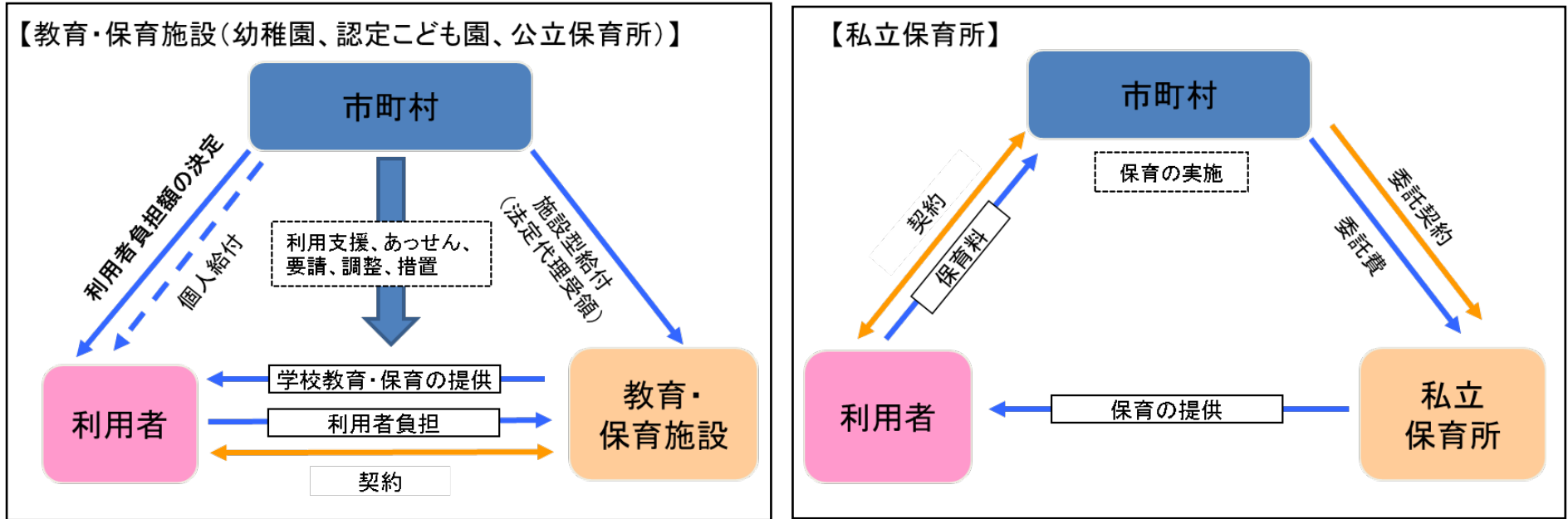
- 以下の整理で運用することについて確認がされた結果、大きな業務上の支障は生じないものとの認識

委託可能な事実行為・補助行為	委託できない法律行為・公権力の行使
〇損害賠償金に係る請求書を作成・封入・送付・手交すること 〇損害賠償金に係る督促状を作成・封入・送付・手交すること	・損害賠償金の請求額を決定すること ・損害賠償金に係る請求書の発行主体となること ・損害賠償金に係る督促状の発行主体となること
〇(債務者が所在不明の場合)所在等調査を行うこと	
〇損害賠償金の請求時や納付期限経過後に、債務者に債務履行を促すために行う以下の事項(債務者と直接面談して行うことも可) ・損害賠償金に係る事実を伝達すること ・損害賠償金の納付を呼びかけること(事業主体の意向に即して分割納付を呼びかけることも可) ・納付に係る意思・予定時期等を確認すること、確認した事項を記録し、事業主体に伝達すること	〇(分割納付とする場合)分割納付誓約書の宛名となること
〇損害賠償金の納付書を作成・封入・送付・手交すること	〇損害賠償金の納付先となること
〇強制執行申立てに係る書類作成等の事務を行うこと	〇強制執行申立ての主体となること

【確認結果を踏まえた対応(案)】

上記の整理について通知し、事業主体の業務効率化につなげることとしたい。

○子ども・子育て支援新制度における給付・利用者負担の仕組み



- ▶ 子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法の本則において、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、利用者と施設との間の契約を基本とした共通のスキームによる給付・利用者負担の制度を創設している。
- ▶ この中で、各施設が公立の場合には、公の施設の使用料に該当することとなり、不服申し立て時には地方自治法の規定が適用される。
- ▶ 一方で、児童福祉法第24条において市町村に保育の実施義務があることから、子ども・子育て支援法附則第6条の規定により、私立保育所については、新制度施行前と同様、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うこととしている。この際の利用者負担は、同法に基づく負担金と整理される。

重点番号39_審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止(内閣府)